

中播都市計画事業大井川土地区画整理事業 確定図

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

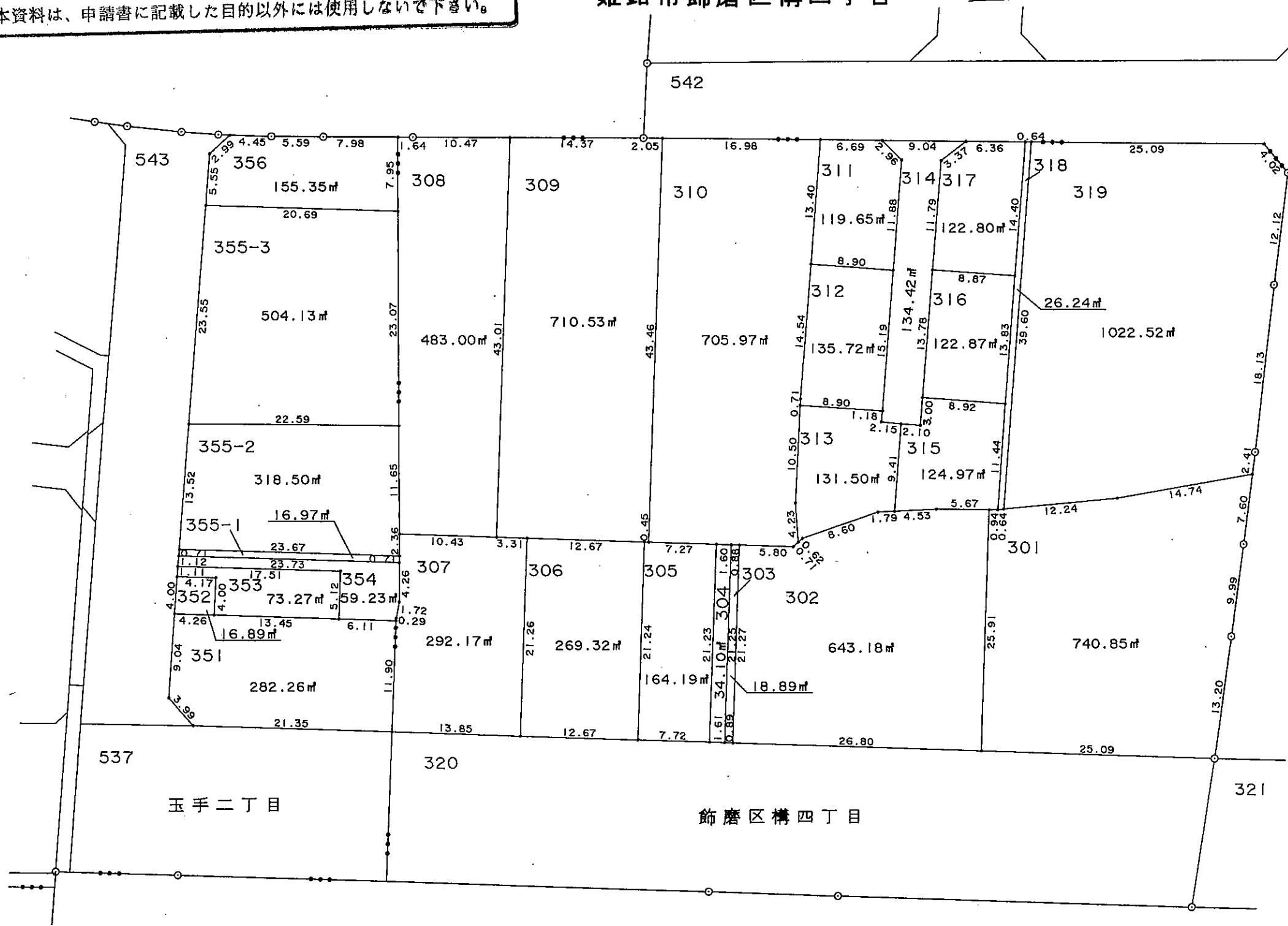
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

姫路市玉手二丁目
姫路市飾磨区構四丁目

この図面は参考図面です。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

S=1:500



凡 例	
—○—	地区界
—●—	町界
123	地番
123.45㎡	換地地積
	換地